

(案)

情報通信審議会 情報通信技術分科会
移動通信システム委員会 特定ラジオマイク作業班（第 2 回）議事概要

- 1 日時
平成 24 年 2 月 14 日（火） 15：00～
- 2 場所
中央合同庁舎第 2 号館（総務省） 10 階 総務省第 1 会議室
- 3 出席者（敬称略）
主 任：若尾 正義
主 任 代 理：宮内 瞭一
構 成 員：阿部 健彦、石川 剛、伊藤 博、大川 祐二、小川 一郎、片柳 幸夫、
五味 貞博、鈴木 雅彦、高田 仁、田中 章夫、田中 英治、田中 智久、
蔦岡 智、宮前 真二、村上 信高、吉田 英明
関 係 者：深川 隆
オ ブ ザ ー バ：我孫子 信明、佐藤 誠、城杉 孝敏、樽見 敏夫、中原 俊二、
吉野 洋雄
事務局（総務省）：星野課長補佐、畠山係長
- 4 配付資料
資料 2-1 第 1 回ラジオマイク高度化作業班 議事録(案) 【事務局】
資料 2-2 周波数逼迫対策技術試験事務 特定ラジオマイクの周波数移行に係
る技術的条件に関する調査検討 報告書概要（抜粋） 【事務局】
資料 2-3 情報通信審議会 情報通信技術分科会（第 84 回）「ホワイトスペース
を活用した放送型システムに関する技術的条件」一部答申（抜粋） 【放送事業者】
- 5 議事
 - (1) 前回議事録の確認
事務局から、資料 2-1 に基づき、説明があった。
何か意見等があれば 17 日までに事務局に連絡することとなった。
 - (2) 周波数逼迫対策技術試験事務 特定ラジオマイクの周波数移行に係る技術的条件に関する調査検討 報告書概要（抜粋）
事務局から資料 2-2 に基づき、説明があった。
主な質疑等は、以下のとおり。
 - ・ p.1 について、地上デジタル放送への影響調査として、A階層、B階層等の設定条件はどのような設定なのか。
→B階層は、モード 3、GI：1/8、OFDM 変調：64QAM で符号化率は 3/4。A階層は、モード 3、GI：1/8、OFDM 変調：QPSK で符号化率は 2/3 で設定している。

- ・ p.4 の混信保護基準（案）として、隣接チャンネルでの帯域外干渉の保護値や帯域内干渉の保護値はラジオマイクを複数本使用しても同じ保護値で捉えても問題はないのか。
→隣接チャンネルの帯域外干渉の保護値はマイク 1 本での実験結果に基づくもの。
複数本であっても保護値自体は変わらないはずだが、その考え方を確認する。
- ・ p.4 の受信ブースター障害でラジオマイク 1 本に対する離隔距離が示されているが、ラジオマイクが複数本使用されることを考慮する必要があるのではないか。
→10mw のラジオマイク 1 本であれば 34m の離隔距離となるものであり、複数本が同時使用となればその分離隔距離は増加する。

(3) 混信保護基準（I/N=-10dB）についての技術的根拠等について

資料 2-3 に基づきオブザーバ中原氏から説明があった。

主な質疑等は以下のとおり。

- ・ I/N の N は、システム雑音と外部雑音を足したものなのか。
→N は受信機のもっているシステム雑音と外部雑音（他の信号ではなくて、都市雑音と呼ばれる外来雑音）であって、他の無線局からの電波が N 成分に含まれるものではない。
- ・ すでに TV 帯ホワイトスペースを使用中の米国（FCC 規格）、欧州（ETSI）での混信保護基準はどうなっているのか。
→技術試験事務においても海外事例を調べたが同様の基準は確認されていない。次回作業班までに可能な範囲で調査する。
- ・ 混信保護基準が厳しい場合、使用できるチャンネル数によっては必要なラジオマイク本数が十分確保できないことが懸念される。
→混信保護基準が確定すれば各地域での使用可能チャンネルを具体的に検討することができる。また、屋内で使用するラジオマイクであれば建物遮蔽損を考慮することができることから、調査検討においてはこの混信保護基準であっても移行可能としている。
→放送以外でも I/N 基準で規定している例もあり、また、I/N=-13dB という基準もある。放送だけが厳しい基準としているものではない。

■ 上記の質問事項等を整理して次回作業班においてホワイトスペース帯での技術的条件を引き続き検討することとした。

(4) その他について

今回の開催について、事務局から次回作業班は 2 月 23 日（木）13 時 30 分から、金融庁共用第 1 特別会議室において行われる旨、連絡があった。

なお、間違い防止のため、後ほどメールで連絡する旨もあわせて連絡があった。